

住まいづくりを後押し

「新税制」で生前贈与が使いやすく

長引く不況からの脱却をめざし、経済社会の活性化を実現するため、個人の資産を「次世代への資産移転の円滑化」「貯蓄から投資へ」と明記された平成15年度の税制改正の要綱が閣議決定、現国会開会中の法案成立が間近に迫った。税制改正の中で、注目を集めているのが、相続税と贈与税の一体化措置だ。贈与税については、非課税枠の拡大により親から子への生前贈与が使いやすくなり、資産の移転により住宅を購入しようという人にとっては、大きなメリットが見込める。そこで、相続税と贈与税の一体化のしくみ、相続時精算課税制度のポイント、住宅取得目的の生前贈与に関する税額の変化などについてまとめてみた。



相続税・贈与税一体化課税のしくみは、表1となる。今回創設される一体化制度は「相続時精算課税制度」（仮称）と呼ばれるもの。生前贈与があったときは受贈者は贈与税を払わなくてはいけないが、従来の贈与税の基礎控除が年100万円であるのに対して、この制度を選択した場合、累積500万円まで無税で、それを超えた部分は一律20%の課税となる(表3)。新制度では贈与された財産は、相続時・相続財産と合算して相続税額を計算し、精算する。

資産は親から子へリレー

例えば、3000万円の生前贈与を受けた場合、贈与時に納付する贈与税額は500万円の20%の100万円となる。相続時には、この贈与額と相続額を合算したのから引いた後の残額に、相続税率を乗じてベースとなる税額をほじき出し、その税額から納付済みの贈与税額100万円を差し引いたものが納付税額となる。

従来の単純贈与も併存どちらを選択するか?

生前贈与の活用で最も効果があるのが、子どもへの住宅

住宅取得目的の特例を活用

適用は、贈与者が65歳以上、受贈者が20歳以上の子(推定相続人)が対象で、代襲相続人の孫も含まれる。生前贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日までの贈与税の申告期限内に、新制度を選択する旨、届出書を申告書に添付が

義務づけられている。税務署に最初の届け出をすれば、相続時となる贈与財産の種類や贈与額も無制限で、一度に今までの20倍以上の資産を税負担なく贈与できる。

今こそ二世帯住宅に住み替えるチャンス

この贈与税の非課税枠は500万円より二世帯住宅に住み替えを順に贈与を増やせば、このように見方がなまってしまう。親でも、多額のお金をせりへり子どもに授けるのは抵抗があるならば、二世帯住宅を建て、親・家族と一緒に住むのは納得できるのではないだろうか。

また、住宅資金の贈与ではないが、一般の生前贈与と500万円として、子の住宅ローンを親が肩代わりする

【表2】生前贈与の活用例

種類	ねらい	活用効果
住宅資金ローンの肩代わり	資金援助 実利息相当分が移転	子どもの生活が楽になる 住宅資金なら3500万円まで非課税 ローンの肩代わりなら2500万円まで
貸付	収益力	期間利益拡大 親から子への利益移転により所得税軽減 子の相続税支払い原資の確保
家督相続	紛争防止	後継者を決め、その他の相続人へ一定金額を贈与し遺留分を放棄させて、遺言書で決定させる
事業継承	後継者の決定	株式を後継者に集中させる、株式の移転 他の相続人に一定金額を贈与し遺留分を放棄させる
介護資金	介護者の生活補助	介護してくれた人に感謝 早期に財産移転
相続での特殊相	弱者の生活補助 紛争防止	先妻の子、非嫡出子、再婚など 相続後でもめるので防止策で

【表3】贈与税に関する改正ポイント

	現行	新税制
非課税枠	年110万円	総額2,500万円(65歳以上の親から20歳以上の子に限る)
住宅取得目的の特例による非課税枠	550万円(年間所得1,200万円以下の人が父母もしくは祖父母から受贈る場合) 平成17年末まで存続	3,500万円(親の年齢条件なし) 平成17年末までの期限措置
最高税率	70%	50%
税務署への申告	年110万円の非課税枠内は不要(住宅取得目的の特例適用時は申告が必要)	非課税枠内でも必要

●現行制度と新制度の選択制
●最高税率の比較は、相続時精算課税制度の対象外の贈与財産についてのものである

人が相続の開始前3年以内に被相続人から贈与を受けている場合に限り、その贈与額を相続財産に加算して相続税額を計算することになる。単純贈与と生前贈与のどちらを選択するかは、両者の特色を見極めることだ。注意点は、単純贈与を選択した後に、生前贈与の選択はできるが、一度生前贈与を選択すると、単純贈与の選択はできない。

このほか、兄弟が別々に贈与の選択はできる。さらに父から生前贈与、母からは単純贈与を受け取ることもできる。

50%に引き下げられ、税率の刻みも段階的に緩和される。

こともできる。ほかの活用例は表2を参照のこと。

住宅取得目的の生前贈与に関する税額の変化についてみてみる。

現行の単純贈与では、父母や祖父母から住宅取得や増改築するための資金贈与を受けられるが、550万円までは贈与税はかからない。さらに、1500万円までは5分5乗方式により、贈与税は軽減される。

また、賃貸建物の贈与のメリットは、親から子への収益力(家賃が移動することなど)に移動されれば、子は相続税の支払い原資が確保できる。さらに、所得の多い親から所得の少ない子へ所得を移転すると、所得税や住民税の節税もできる。

【監修】奥田正名税理士・社会保険労務士

【表1】相続税・贈与税の課税方式(イメージ図)

新税制による選択

単純贈与(暦年課税)	生前贈与(相続時累積課税)
贈与A (A-基礎控除) × 贈与税率 → 納付税額a	贈与D (D-非課税枠) × 贈与税率(20%) → 納付税額d
贈与B (B-基礎控除) × 贈与税率 → 納付税額b	贈与E (E-非課税枠) × 贈与税率(20%) → 納付税額e
贈与者 ↓ 贈与者の死亡時	贈与者 ↓ 贈与者の死亡時
相続財産C C×相続税率 → 納付税額c	相続財産F (D+E+F)×相続税率-(d+e) (相続税で精算)

基礎控除110万円
非課税枠は通算2,500万円まで。住宅取得資金は3,500万円まで。